

西中国信用金庫

〈にししん相続定期預金〉商品概要説明書

令和 6年 4月 1日現在

1. 商品名	・にししん相続定期預金
2. 販売対象	・相続により現預金を取得した日から1年後の月末までに当金庫にお預けいただける方 ※ 預入者は相続人に限ります。 ※ 当金庫以外の金融機関での相続分も含みます。 ただし、その場合は、金融機関での相続手続完了時期および相続により取得した金額が確認できる書類の提出が必要となります。 【例】 ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続依頼書の写し ・戸籍謄本の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの） ・被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し ・法定相続情報一覧図の写し等
3. 期間	・1年 定型方式 ・自動継続式（元利・元金継続）
4. 預入	
預入方法	・一括預入
預入金額	・100万円以上（相続により取得した金額の範囲内） ※ 相続により取得した現預金による新規預入に限ります。
預入単位	・100万円以上1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
6. 利息	
適用利率	・固定金利 （預入時のスーパー定期預金1年もの、もしくは大口定期預金1年ものの店頭表示の利率を基準金利とし、以下の金利を上乗せした約定金利を満期日まで適用します。） 基準金利+0.05% ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金1年もの、もしくは大口定期預金1年ものの店頭表示の利率を適用します。
計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
利払時期	・満期日以後に一括してお支払いします。
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

8.付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保定期預金に組み入れることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率）。 ・マル優の適用を受けられる方は、マル優でのお取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約される場合には、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <p>定期預金 期限前解約利率(小数点第4位以下は切り捨て、下記の計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率とします。)</p> <p>A 預入期間が6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 預入期間が6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%</p>
10. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口へご照会下さい。
11. 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日より令和7年3月31日まで
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱いは、年金振込指定の店舗のみとさせていただきます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 <p>預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>